

○文部科学省告示第七十二号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成十八年文部科学省告示第六十二号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、公表する。

令和三年四月十五日

文部科学大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前	
<p>この基本計画は、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号。以下「施設整備基本方針」という。）に基づき、地方公共団体が交付金（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する交付金をいう。以下同じ。）を有効に活用し、児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するために、公立の義務教育諸学校等施設（法第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造事業について定めるものである。</p> <p>交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、この基本計画に即して、施設整備計画（法第十二条第二項に規定する施設整備計画をいう。以下同じ。）を作成し、遅滞なくこれを公表する必要がある。</p> <p>なお、この基本計画は、施設整備基本方針の変更等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととする。</p> <p>一 施設整備計画の作成に関する基本的事項 〔略〕</p> <p>1 施設整備計画の目標の設定 〔略〕</p> <p>(一) 老朽化対策を図る整備</p> <p>(二) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備</p> <p>(三) 教室不足の解消等を図る整備</p> <p>(四) 〔略〕</p> <p>(五) 〔略〕</p> <p>2 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業</p>	<p>この基本計画は、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号。以下「施設整備基本方針」という。）に基づき、地方公共団体が交付金（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する交付金をいう。以下同じ。）を有効に活用し、児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するために、公立の義務教育諸学校等施設（法第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造事業について定めるものである。</p> <p>交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、この基本計画に即して、施設整備計画（法第十二条第二項に規定する施設整備計画をいう。以下同じ。）を作成する必要がある。</p> <p>なお、この基本計画は、施設整備基本方針の変更等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととする。</p> <p>一 施設整備計画の作成に関する基本的事項 〔同上〕</p> <p>1 施設整備計画の目標の設定 〔同上〕</p> <p>(一) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備</p> <p>(二) 地震、津波等の災害に備えるための整備</p> <p>(三) 防犯対策など安全性の確保を図る整備</p> <p>(四) 〔同上〕</p> <p>(五) 〔同上〕</p> <p>2 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業</p>		

施設整備計画の目標の達成のために必要な事業については、次に掲げる整備の区分に応じて記載すること。

なお、老朽化対策を図る整備については、改築方式から長寿命化改良方式に重点を移すなど、より効率的に進めることが必要である。

(一) 老朽化対策を図る整備

(1) 建築後四十年以上を経過した老朽施設の長寿命化を図るための改築事業

(2) 建築後又は長寿命化改良の実施後二十年以上を経過した施設の予防改修事業

(3) 老朽施設の質的向上を含む老朽化対策を図るための改築事業

(4) 老朽化が著しく構造上危険な状態にある施設の教育条件の改善のための改築事業

(二) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(1) 耐震性の確保

ア 構造体の耐震化及び吊り天井（照明器具、バスケットゴール等高所に設置されたものを含む。）の耐震対策を図るための改築事業

イ 教育を行うのに著しく不適当な建物の教育条件の改善を図るための改築事業

ウ 天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策を図るための改築事業

施設整備計画の目標の達成のために必要な事業については、次に掲げる整備の区分に応じて記載すること。

なお、耐震性の確保を図る整備については、建て替え方式から、耐震補強・改修方式に重点を移すなど、より効率的に進めることが必要である。

(一) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(1) 築後四十年を超過する老朽化した施設の長寿命化を図るための改築事業

〔新設〕

(2) 老朽化した施設の質的向上を含む老朽化対策を図るための改築事業

(3) 老朽化が著しく構造上危険な状態にある施設の教育条件の改善のための改築事業

(二) 地震、津波等の災害に備えるための整備

(1) 構造体の耐震化及び吊り天井（照明器具及びバスケットゴール等高所に設置されたものを含む。）の耐震対策を図るための改築事業

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

- 
- (2) 防災機能の強化
    - ア 防災機能を強化するための整備に関する事業
  - (3) バリアフリー化
    - ア バリアフリー化を図るための改造事業
  - (4) 衛生環境の改善
    - ア トイレ環境の改善を図るための改造事業
  - || (5) 空気調和設備の整備
    - ア 空気調和設備の設置に関する事業
  - (6) 防犯対策など安全性の確保を図る整備
    - ア 児童生徒等の安全確保を図るための改造事業
    - イ 公害防止工事など教育環境を改善するための改造・改築事業
    - ウ アスベストの除去工事など法令等に適合させるための改造事業
  - (三) 教室不足の解消等を図る整備
    - (1) 必要な教室数を確保するための既存施設の改造事業
    - (2) 特別支援学校の施設の整備充実に関する事業
  - 「削る」
    - (四) 教育環境の質的な向上を図る整備
      - (1) 大規模な内部改修等により、高機能かつ多機能な教育環境の
- 

- (2) 教育を行うのに著しく不適当な建物の教育条件の改善を図るための改築事業
    - 「新設」
  - (3) 天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策を図るための改造事業
    - 「新設」
  - (4) 防災機能を強化するための整備に関する事業
    - 「新設」
  - 「新設」
    - (三) 防犯対策など安全性の確保を図る整備
      - (1) 児童生徒等の安全確保を図るための改造事業
      - (2) 公害防止工事など教育環境を改善するための改造・改築事業
      - (3) アスベストの除去工事など法令等に適合させるための改造事業
    - (四) 教育環境の質的な向上を図る整備
      - (1) 大規模な内部改修等により、高機能かつ多機能な教育環境の
-

整備等を図るための改造事業

〔削る〕

〔(2)〕  
〔(6)〕  
〔略〕

(7) 校内通信ネットワークや充電保管庫の整備に関する事業

(五・六) 〔略〕

3～5 〔略〕

二 交付金の交付に関する基本的事項

公立の義務教育諸学校等施設の整備に係る中長期的な見通しの下で策定された施設整備計画について交付金を交付する。ただし、公立の義務教育諸学校等施設の整備目標やその目標達成のための事業内容、地域の実情や需要などを総合的に勘案した上で、提出された施設整備計画の中で優先順位の高い計画から順に交付金を交付する。

この際、児童生徒等の教育機会の確保に関わる計画や児童生徒等の安全に直接関わる計画については特に緊急度及び重要性が高いことを踏まえ配慮するものとする。

整備、トイレ環境の改善、空気調和設備の設置又はバリアフリー化等を図るための改造事業

〔(2)〕  
〔(7)〕  
〔同上〕

〔(3)〕  
〔(7)〕  
〔同上〕

(8) 校内LANの整備に関する事業

(五・六) 〔同上〕

3～5 〔同上〕

二 交付金の交付に関する基本的事項

公立の義務教育諸学校等施設の整備に係る中長期的な見通しの下で策定された施設整備計画について交付金を交付する。ただし、公立の義務教育諸学校等施設の整備目標やその目標達成のための事業内容、地域の実情や需要などを総合的に勘案した上で、提出された施設整備計画の中で優先順位の高い計画から順に交付金を交付する。

この際、児童生徒等の教育機会の確保に関わる計画や児童生徒等の安全に直接関わる計画については特に緊急度及び必要性が高いことを踏まえ配慮するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

